

平成 30 年 1 月 24 日

小売酒販組合 御中

石川県小売酒販組合連合会  
(公印略)

### 酒類の「価格情報」の作成について

平素よりご協力をいただき御礼申し上げます。

昨年 6 月に「酒類の公正な取引に関する基準」が議員立法に基づき制定され、5 年後には見直しを実施することが明記されています。

酒類小売業界としても、今後を見据え、すべての酒類業者がこの基準を遵守するよう、継続的な取り組みを行う必要があります。

つきましては、標記について当局へ情報提供するため、下記の手順で組合員が積極的に価格情報を収集するよう周知願います。

#### 記

##### 1. 価格情報の収集

組合員が日常的に感じている法令を遵守しているとは認めがたい業者の情報を、別紙 1・2 またはスマホ等を利用して資料化し、各単組または県連へ提出する。

※組合のアドレスは次葉のとおり。

##### 2. 当局への情報提供

1. で提出された情報を組合で取りまとめ、定期的に当局へ提供する。これにより、「酒類の取引状況等実態調査」の対象となる問題業者を浮かび上がらせる。

継続して取り組むことにより、酒類市場の安定化や 5 年後の見直しにつなげていくことが期待できる。

### 3. 県連への連絡

単組から直接当局へ情報提供した場合は、提供した月の翌月 10 日までに件数を連絡する。

#### ○スマホ等から送信する組合のメールアドレス

金沢            kanazawa-sk@abelia.ocn.ne.jp

小松            komatsu-sake@lion.ocn.ne.jp

石川            ishikawakouri@shirt.ocn.ne.jp

七尾            sake.7@helen.ocn.ne.jp

鳳珠            housu\_kyoudou@yahoo.co.jp

県連            senyo@irengoukai-sk.sakura.ne.jp